寝屋川市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法 (平成25年法律第71号) 第1条に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体 (以下「関係機関等」という。)の連携を図るため、寝屋川市いじめ問題対策連絡協議会 (以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、関係機関等の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、意見及び情報を交換し、連絡調整を行う。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 大阪府が設置する児童相談所の職員
 - (2) 大阪法務局人権擁護部の職員
 - (3) 大阪府寝屋川警察署の職員
 - (4) 寝屋川市立の小学校及び中学校の校長
 - (5) 寝屋川市の職員
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後 も同様とする。

(会長及び副会長)

- 第6条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 (資料の提出等の要求等)
- 第8条 協議会は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係機 関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること ができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長 が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月30日から施行する。